

## 警察庁からのお知らせとお願いについて

このたび、警察庁交通局運転免許課および警察庁生活安全局保安課より本学会事務局に、それぞれ高齢者の運転免許更新および銃砲刀剣類所持の許可申請の際の認知機能検査の導入とそれに伴う臨時適性検査および受診命令件数の増加見込について、本学会員の中で診療にたずさわっている医師の方への周知の依頼がありました。両制度で導入される（高齢申請者悉皆の）認知機能検査は、いずれも比較的短時間で行える認知機能の簡易スクリーニング検査で、平成 21 年中の導入をめざして準備中とのことです。新制度では、75 歳以上の、運転免許更新あるいは銃砲刀剣類所持の許可申請および更新申請者全員に、それぞれの制度における認知機能検査が実施されます。

### 1. 75 歳以上の高齢者の運転免許更新について

次ページ以降に、警察庁交通局運転免許課から本学会事務局に送付されました「高齢者の運転免許証更新手続等の流れ」および、上記の認知機能検査の結果と合わせて臨時適性検査実施の基準とされる運転行動上の行為（基準行為）に関する資料を掲載します。

新制度では、75 歳以上の高齢運転者は、運転免許更新に際して、新たに定められた（上記の）認知機能検査を受ける必要があります。この認知機能検査の結果、「認知症のおそれがある」とされた申請者が、過去 1 年以内に運転に際して、認知機能が低下した場合に行われやすいものとして政令で定める行為（基準行為）をしていた場合、都道府県公安委員会が指定する（または、かかりつけの）専門医への受診（臨時適性検査）が命ぜられます。どのような違反が基準行為として選定されているか、またその選定がどのように行われたかについては、警察庁からの資料（〇〇ページ）をご覧ください。現在、実施が予定されている制度では、認知機能検査の結果「認知症のおそれがある」とされた申請者であっても過去 1 年以内に基準行為をしていなければ、検査結果にもとづいた高齢者講習へと進むことができます。

臨時適性検査とは、依頼を受けた医師が、その方が認知症であるかどうかについて診断を行うものです。運転免許更新の可否は、認知機能検査の結果、基準行為、臨時適性検査の結果（診断書）にもとづき、公安委員会が判断します。従来、認知症の有無に関する臨時適性検査は、必要と判断される状況が生じた場合に適宜行われてまいりましたが、新たな認知機能検査制度の導入により、臨時適性検査の対象となる方が増加することが見込まれます。警察庁運転免許課からは、本学会員で認知症を診療しておられる医師、特に臨時適性検査を依頼する可能性がある専門医に、新制度を十分ご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、とのことです。

# 75歳以上の運転者の免許証更新手続等の流れ

75歳以上の高齢運転者

## 認知機能検査

検査結果は本人に教示(公安委員会にも通知)

### 認知症のおそれがある者

認知機能が低下しているおそれがある者

こうしたおそれがない者

## 高齢者講習

検査結果に基づいた講習を実施

更新期間満了日1年前以後に

更新後に基準行為をした場合

基準行為をしていた場合

基準行為の例: 信号無視、指定場所一時不停止等、

## 臨時適性検査

公安委員会が認める専門医の診断  
(かかりつけの専門医の診断書の提出も可)

認知症と判明

免許の取消し・停止

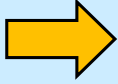
認知症でないと判明

免許継続

次回更新

# 道路交通法施行令の一部を改正する政令案 ～臨時適性検査の基準行為の選定等～

## ◆平成19年の 道路交通法改正



### 高齢運転者対策

・75歳以上の高齢運転者の免許証更新時に認知機能検査を導入→検査結果が一定の基準に該当し、かつ、更新期間満了日の1年前から次の更新までに基準行為として定められた違反行為をしていた者について、臨時適性検査を実施。

## 基準行為とは・・・

「認知機能が低下した場合に行われやすいものとして政令で定める行為」

## ◆基準行為の選定

### < 考え方 >

75歳以上の高齢運転者約1,600人を対象に、認知機能検査と運転行動の調査を実施し、専門家から意見を聴取

◆認知症のおそれがあるとされた者の、運転行動の大きな特徴は、  
①信号無視 ②交差点走行不適 ③進路変更不適 ④一時不停止 ⑤加速不良  
◆別の行為をしながら運転することや運転中に走行継続の可否の判断ができなくなる認知症特有の症状を考慮

### 次の基準行為を選定

- |         |           |                |
|---------|-----------|----------------|
| ○信号無視   | ○通行禁止違反   | ○通行区分違反(右側通行等) |
| ○通行帯違反  | ○進路変更禁止違反 | ○転回・後退等禁止違反    |
| ○踏切不停止  | ○しゃ断踏切立入り | ○指定通行区分違反      |
| ○一時不停止  | ○交差点優先車妨害 | ○優先道路通行車妨害     |
| ○徐行場所違反 | ○横断歩行者等妨害 | ○交差点安全進行義務違反   |

## ◆手数料の改定(認知機能検査+高齢者講習)

【現行】高齢者講習:6,150円

➡【改正後】(70歳～74歳)高齢者講習:5,800円

(75歳以上)認知機能検査(650円)+高齢者講習(5,350円):6,000円

## 2. 75歳以上の高齢者の銃砲刀剣類所持の許可（更新）申請について

75歳以上の高齢者が、銃砲刀剣類所持の許可あるいはその更新を申請する際に、運転免許更新の場合と同じく、悉皆の認知機能検査を実施する制度が、平成21年中に開始される予定です（猟銃および空気銃所持の許可は、取得後、3年間に1度更新する必要があります）。新たな制度では、75歳以上の高齢者が銃砲刀剣類所持の許可（更新）を申請する際、全ての申請者が、同制度で定める認知機能の簡易スクリーニング検査（認知機能検査）を受けることとなります。この認知機能検査において、別に定める基準に該当し「認知症のおそれがある」という結果が出た場合、その申請者には、公安委員会が指定する医師への受診が命ぜられます。受診を命ぜられた申請者は、認知症であるかどうかについて、その医師の診断を受け、診断書を公安委員会に提出する必要があります。その上で公安委員会が、認知機能検査の結果や診断書にもとづき銃刀類所持の許可の可否について判断します。

従来、銃砲刀剣類所持の許可を受けた者が、欠格事由となっている疾患への罹患が疑われた時には適宜、所持者に対して医師の診断を受けるよう指導が行われてきました。平成20年に行われました銃砲刀剣類所持等取締法の改正では、このような場合に公安委員会が所持者に対して受診命令を出すことが、制度として定められました。認知症に関しては、公安委員会が、介護保険法第8条第16項に規定する認知症であるかどうかを調査する必要が認めるときに受診命令が出されます。

また今回の制度改正では、75歳以上の銃砲刀剣類所持の許可（更新）申請者は、必ず、本制度で定められた認知機能検査を受けることとなります（検査の内容、「認知症のおそれがある」とする際のカットオフなどは、現在、警察庁保安課で検討が進められています）。したがって新制度導入後は、運転免許更新の場合と同様、認知症であるかどうかを判断するための受診命令件数が増加することが見込まれます。公安委員会が受診命令の際に指定する医師としては、本学会専門医をはじめ、認知症診療において高い専門性を有する医師（認知症に関する学会の専門医）が想定されています。警察庁保安課からは、本学会員で認知症を診療しておられる医師、特に「認知症であるかどうか」の診断を依頼する可能性がある本学会専門医に、制度として定められた受診命令、新たに開始される予定の高齢申請者全員を対象とした認知機能検査と、認知機能検査施行後のプロセスに対するご理解とご協力をお願い申し上げます、とのことです。